

地域医療支援事業共同利用連携ベッド運営に関する細則

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、地域医療支援事業運営管理規程第2条及び地域医療支援事業協同利用に関わる細則第3条第7項に則り、共同利用連携ベッド(以下「連携ベッド」という。)について、登録医療機関からの申し出に迅速かつ適切に対応することを目的として定めるものとする。

(設置)

第2条 連携ベッドは、看護部において日々5床を決定し、総合医療相談部との連携において、登録医療機関からの利用申し出に適切かつ速やかに対応する。

2 当該5床については、平日時間内、平日時間外及び休日ごとに設置する。

1) 平日時間内：午前 9：00～ 午後 4：30

2) 平日時間外：午後 4：30～翌午前 9：00

3) 土曜時間内：午前 9：00～ 午後12：30

4) 土曜時間外：午後12：30～翌午前 9：30

5) 休日(祝日)：午前 9：00～翌午前 9：00

(利用受付)

第3条 登録医療機関が連携ベッドを利用する場合は、(別紙5号様式)をもって総合医療相談部医療連携部門が運用フローに沿って受付を行う。

(管理体制)

第4条 総合医療相談部連携部門は、登録医療機関からの申し出に適切かつ迅速に対応できるよう、看護部並びに入院課との連携体制を整え円滑に運営する。

(システム管理)

第5条 連携ベッドは、医療情報システム(電子カルテシステム)において、ベッド番号が常時把握できるよう更新体制を整える。

(利用状況)

第6条 総合医療相談部医療連携部門は、連携ベッド利用状況を管理し、総合医療相談部運営委員会へ報告する。

2 当該診療科から登録医療機関へのご報告については、総合医療相談部医療連携部門が管理し返信状況を管理する。

(細則の改正)

第7条 本細則の改正は、総合医療相談部運営委員会の議を経て、病院長が決定し、地域医療支援病院運営委員会へ報告する。

附 則 (平成 年 細則第 号)

この細則は、平成29年4月1日から施行する。